

令和3年2月26日

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案 に対する意見

全 国 市 長 会
全 国 町 村 会

標記法律案の立案に当たっては、市町村に新たな事務または負担の義務付けがなされることから、下記事項について十分配慮されたい。

記

1 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定について

- (1) 同計画の策定に当たっては、専門的な知見・ノウハウやマンパワー、財源の不足等が懸念されることから、人口や財政規模、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、地域におけるカーボンニュートラルの状況など、地域の実情を総合的に勘案しながら、全国一律ではなく、各市町村において柔軟な対応ができるようにすること。
- (2) 区域内の温室効果ガス排出量の算定やデータ収集等を市町村が容易に取り組むことができるよう支援すること。
- (3) 専門家の派遣や人材育成、地域の実情を踏まえた実効性の高いガイドラインの早急な提示など、市町村等の策定が円滑に進むよう支援すること。

2 地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー利用促進等の施策の実施目標について

国が目標を設定する施策や目標の水準等を示す場合は、地域の実情に沿った実施目標の設定ができるよう配慮すること。

3 地域脱炭素化促進事業の記載事項について

- (1) 記載事項である地域脱炭素化促進事業の目標等の詳細を早急に示すとともに、先行策定市町村の具体的な事例等を継続的に情報提供すること。

- (2) 促進区域の設定に当たっては、地域における合意形成、必要となる専門的調査の実施及び調査書の作成等に関する支援を行うこと。

4 地域脱炭素化促進事業計画の認定制度について

- (1) 同制度の構築に当たっては、市町村の意見を十分に聴取し、反映すること。また、迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。
- (2) 関係許可等権者との協議については、専門的な知見が必要となることから、円滑に実施されるよう市町村の負担に配慮した制度設計を行うこと。
- (3) 同制度の実施に当たっては、市町村に過度な事務負担が生じないよう、国及び都道府県において十分な支援を行うこと。

5 地方公共団体実行計画協議会での協議について

- (1) 想定される協議内容や手順等を早急に示すとともに、関係者が必要とする情報の調査、専門家やコーディネーターの派遣など、運営に係る支援を行うこと。
- (2) 市町村に設置されている環境審議会、資源循環審議会等の組織を同協議会の代替として活用できるようにすること。

以上